

社会福祉法人慈雲会 個人情報保護規定

第1条(目的)

この規定は、社会福祉法人慈雲会(以下「法人」という)が利用者等の個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連法令を遵守し、利用者等の個人情報の適切な取り扱いを確保することを目的とする。

第2条(定義)

この規定において、以下の用語を次のように定義する。

1. 個人情報:生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、介護保険被保険者証番号、医療保険被保険者証番号、サービス利用に関する情報等、特定の個人を識別することができるもの、または他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。
2. 利用目的:法人が個人情報を取り扱う目的をいう。
3. 第三者提供:法人が個人情報を第三者に提供することをいう。

第3条(個人情報の取得)

法人

1. 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を公表し、その利用目的の範囲内でのみ取得する。
2. 個人情報を取得する際は、その取得方法を適正なものとする。

第4条(個人情報の利用)

法人

1. 個人情報は、あらかじめ公表した利用目的の範囲内でのみ利用する。
2. 法人の業務委託先等に対して個人情報を開示する場合には、当該業務委託先等に対して個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置を講じる。

第5条(個人情報の第三者提供)

法人

1. 利用者等の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。
2. 法令に基づく場合等、利用者等の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめその旨を公表する。

第 6 条(個人情報の安全管理)

法人

1. 個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に努めるため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。
2. 個人情報を取り扱う職員に対して、個人情報の適切な取り扱いに関する教育を行う。

第 7 条(利用目的の通知・開示・訂正等)

利用者等

1. 法人に対して、自分の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の停止(以下「開示等」という)を求めることができる。
2. 法人は、利用者等からの開示等の求めに対して、遅滞なく対応する。

第 8 条(苦情の処理)

利用者等

1. 法人の個人情報の取り扱いについて苦情がある場合は、法人に申し出ることができる。
2. 法人は、利用者等からの苦情に対して、誠意を持って対応する。

第 9 条(個人情報保護管理者)

法人

1. 個人情報保護管理者を設置する。
2. 個人情報保護管理者は、個人情報の適切な取り扱いに関する責任を負う。

第 10 条(その他)

法人

1. この規定のほか、個人情報の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。
2. この規定は、必要に応じて見直しを行う。

****附則****

この規定は、平成30年4月 5 日から施行する。

改訂履歴

* 初版作成 平成 24 年 4 月 5 日